

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅諭注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	無償資金協力に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ブルンジの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	20,000 千円 -----	H15.12.22 ナイロビ (ケニア) 及びアラ ユンアラ で (同日)	日本側 浅見 眞在 ブルンジ側 大 使 ブルンジ側 ランス・シ ヌンタルザ 外務協力大臣	H16.9.21 622号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ブルンジとの無償資金協力取極一覧